



平成 23 年 8 月 3 日

各 位

株 式 会 社 マ ク ロ ミ ル
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 本 哲 哉
(コ ー ド 番 号 : 3 7 3 0 東 証 一 部)
問 合 せ 先 : 上 席 執 行 役 員 C F O 木 原 康 博
電 話 番 号 : (0 3) 6 7 1 6 - 0 7 0 0 (代 表)

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の

発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 3 日開催の当社取締役会決議に基づく 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行に関し発行条件等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	本社債の額面金額と同額とする。
2. 転換価格	972 円
(参考)	
発行条件決定日（2011 年 8 月 3 日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	864 円
ロ. アップ率 $[(\text{転換価格})/(\text{株価(終値)})-1] \times 100$	12.5%

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出は行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社債の総額 | 50億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2011年8月3日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2011年8月19日
(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ) |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2011年9月2日から2014年8月5日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。 |

但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2014年8月5日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- | | |
|------------------|---|
| (5) 償還期限 | 2014年8月19日 |
| (6) 潜在株式による希薄化情報 | 本新株予約権付社債の発行により、2011年8月3日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は10.95%となる見込みです。 |

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出は行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (注) 1. 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価格で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。
2. 本新株予約権付社債の発行にあわせ、25 億円を上限とした自己株式の買付を実施いたします。2011 年 8 月 3 日の終値にて自己株式を買付枠の上限まで取得し、本新株予約権付社債の転換時に、取得した自己株式をすべて充当した上で不足分のみ新株を発行すると仮定すると、希薄化率は 2.00%となります。
- ※2011 年 8 月 11 日に予定されている自己株式 1,605,200 株の消却による発行済株式数の減少を加味して算出しています。

※詳細は、本日付当社プレスリリース「2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出は行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。